

県立公園内におけるドローンの使用について（暫定版）

昨今、ドローンなどの無人航空機が急速に普及し、様々な分野で活用され始めており、県立公園内においても美しい風景や人間では立ち入りが困難な場所の撮影にドローンが使用される事例が増えています。

その一方で、多くの方々が利用する県立公園内でドローンを使用することが様々なトラブルの原因（騒音被害や落下事故等）となることや、県立公園内に分布する希少な動植物の生態に悪影響を及ぼすことが懸念されます。

そのため、今般、県立公園内におけるドローン使用上の注意点を整理しました。県立公園内でドローンを使用する際には、公園利用者の安全安心の確保及び自然環境の保護のため、以下の事項にご注意ください。

なお、航空法に基づく無人航空機の飛行に関するルールについては以下のURLを御確認ください。

■ 国土交通省ホームページ

無人航空機（ドローン・ラジコン機等）の飛行ルール

https://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk10_000003.html

【注意事項】

1. 民家のほか神社や公園施設など、土地・建物の管理者や所有者が、敷地上空でのドローンの飛行を禁止している場合があるので、事前に管理者や所有者に確認してください。
2. 公園利用者及び住民のプライバシーに配慮してください。
公園利用者の上空やプライベート空間（民家や旅館、売店周辺など）では飛行させないでください。
3. 希少な動植物が生息する場所では飛行させないでください。

県立公園内には様々な動植物が生息・生育しており、ドローンを飛行させる場所や時期等により、それらに過剰なストレスを与えてしまうほか、ドローンの落下により損傷させるなど、生態に悪影響を及ぼす恐れがあります。

例えば、野生動物の営巣が確認された場合、その場所や周辺区域では、飛行させないようにしてください。

4. 操縦者等がドローンを飛行させるためにその場所を長時間占有するなど、他の利用者に迷惑になるような行為はしないようにしてください。
5. 万が一、事故を起こしてしまった場合は操縦者等が責任を持って対応してください。
6. 罰則の適用や必要な措置を命じる場合があります。
以下の場合は、県立公園条例に反する行為に該当し、罰則の適用や必要な措置（現状回復等）を命じることがあります。
 - (1) ドローンの使用により他の県立公園利用者に著しく迷惑をかけた場合
 - (2) ドローンの落下・衝突により動植物を損傷させた場合
 - (3) 落下したドローンを回収せずに放置した場合

なお、落下したドローンやその回収作業等により、植生や湿原などの景観や生態系に悪影響を及ぼすおそれのある場所での使用は控えてください。

7. 国有林においてドローンを飛行させる場合、入林届が必要です。
詳細は以下のURLを御確認ください。

■ 関東森林管理局ホームページ

国有林野内で無人航空機（ドローン、ラジコン機等）を飛行させる場合の手続

https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/nyurin/mujinkoukuuki_300605.html